

平成 24 年 4 月 11 日

各 位

更生会社 T F K 株式会社
(旧株式会社武富士)
管財人 小 畑 英 一

法人税の還付を求める訴訟の提起について

昨日、東京地方裁判所に下記の訴えを提起いたしましたので、お知らせいたします。
更生計画案に記載しましたとおり、法人税の還付を受けた場合は、これを第 2 回弁済
の原資とする予定です。

記

- 【事 件 名】 更正すべき理由がない旨の通知処分取消等請求事件
【当 事 者】 原 告 更生会社 T F K 株式会社管財人小畑英一
被 告 国
【請求金額】 金 2 3 7 4 億 6 4 7 0 万 6 2 7 0 円

【請求の内容】

更生会社は、これまで収受した利息制限法所定の利率を超える利息（制限超過利息）を税務上の益金に算入して課税所得および税額を計算し、法人税の納付を行ってまいりましたが、利息引き直し計算および債権調査の結果、更生会社が過年度に収受してきた制限超過利息が無効であることが法的に確定したことから、過年度の課税所得および法人税額を減額して法人税の還付を受け、課税庁に対して、国税通則法 23 条 2 項 1 号の規定に基づく更正の請求を行いました。

しかしながら、課税庁より、上記更正の請求に理由がない旨の通知処分を受け、これを不服として国税不服審判所に対して審査請求を申し立てておりましたが、申立てから 3 か月を経過し訴えの提起が可能となったことから、法人税の早期の還付を実現すべく、課税庁の通知処分の取消し（法人税の還付）を求めて、本件提訴に及んだ次第です。

以 上